

# 変形労働時間制導入に関する留意点について ～うるう年の2月に注意！～

令和6年（2024年） 2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		



・変形労働時間制を導入するにあたって労働基準監督署に労使協定届をご提出いただく際、ご提出される労使協定届に添付資料として変形期間に応じた勤務カレンダーを添付される場合があります。

- ・令和6年（2024年）は「**うるう年**」のため、  
1年の日数が**366日**となり、  
2月は**29日まで**あります。（上表参照）

・したがって、令和6年2月を変形期間に含めて変形労働時間制を導入する場合は、年間日数、2月のカレンダーが例年と異なることに留意して労使協定を締結の上、労使協定届をご提出ください。

変形労働時間制の導入に関するご不明点については、小出労働基準監督署までお問い合わせください。労働時間相談支援・指導班が日程調整の上、個別に事業場を訪問してご説明することもできます。

## 小出労働基準監督署